



Title	教育勅語と国民道德
Author(s)	野田, 義夫
Citation	懐徳. 1931, 9, p. 35-46
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88834
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

教育勅語と國民道德

野 田 義 夫

今年は教育勅語發換四十周年に當るので大阪府下及び近縣に於て私は十數回に亘つて勅語に關する講演を試み今夕又當所に於て此の演題に就いて卑見を述べる機會を與へられた事は私の無上の光榮であり且欣幸である。勅語發換の當時十七歳の一青年であつた私が四十年後の今日九死に一生を得て三十年來一身を捧げた教育上の官職を退いて老後宿痾を靜養する今日此の機會を得た事は洵に餘生を意義あらしめる所以で衷心の喜悅を禁ずることが出來ぬ。私は此の名譽ある懷德堂に於て此の講演をなす事を身に餘る光榮と考へる。久しく我が國商工業の中心たる大阪に我が懷德堂が獨り物質に超然として德教の光を放つてゐることは世界の大都市に誇るに足ると信ずる。

教育勅語に示された斯道即ち我が國民道德の大本は忠孝一致の一語に盡さる。忠孝の教は儒教に審かであるが我が忠孝一致の國民道德は決して儒教渡來後に支那から移植されたものではない。神代このかた一筋に傳はつた敷島の道即ち神の教へが儒教の忠孝の教と一致する所が多く忠孝といふ名稱を始めとし其思想は儒教によつて内容を豊富にし其の涵養啓培を助けられた。此の意味に於て儒教が我國民道德の進歩發達に偉大な貢獻をなした。随つて我が懷德堂も創立以來此の效績が著しいのである。

我が國は神國と稱へられ全國到る所に神社があり敬神崇祖の念が強い。而かも敬神崇祖の念は報本反始の精神であつて孝道の延長に外ならぬ。随つて我が國には敬神崇祖の念が強いと同時に古來孝行を重んずる美風が行はれ諸國に表彰された孝子を數へきれぬ程ある。

今年教育勅語渙發四十周年記念事業として各府縣の孝子が文部大臣によつて表彰された事は極めて有意義である。私は徳の光といふ題で數夜連續してラヂオ放送を聞いた。就中岡山縣の二孝子の行狀を放送された齋藤諸平氏は私の知人であるので顔は少しも見えぬが聲ばかりであつても顔を見ながら對話を聞く心地がした。私には確かに齋藤氏の涙が聲を通してあり／＼と見わた。私は聞きながら悄然として落涙を禁ずるを得なかつた。恐らく幾萬のラヂオ聴取者は私のやうに貰ひ泣きをされたと思ふ。孝子の行狀が人を泣かしめるのは其親に盡す至誠である。此の人の心の誠が人の心の誠に共鳴を喚び起すのではなからうか。至誠に感激せぬ人なく人を動かさぬ至誠はないはずである。徳の光で放送された孝子はいづれも此の度孝子として文部大臣から表彰されたのであるが之に先つて郷黨に於て評判となり郡又は府縣から表彰され遂に此度の光榮に浴したのである。此度の表彰は固より親に孝といふ廉であるが孝子の至誠を有つ人は如何なる事に當つても誠の心が現はれる。随つて青年としては模範青年であり農業者としては勤勉な模範農業者であり工女としては模範工女である。つまり如何なる行爲に於ても模範とするに足るといふ事實は此度のラヂオ放送の生きた事事によつて最も明確に證

明された。古來孝は百行の本とも徳の本とも言はれてゐるが孝行の出来る程の人は何でもよく出来るといふ生きた事實を見て私は切に古人我を欺かずといふことを痛感させられた。孝子の至誠は決して親に對する許りの至誠たるには止まらない。

私はラヂオ放送を連夜聴きながら心に浮んだのは孝子の行狀を詳細に具體的にすればする程一致の點が多い事である。例へば餘所で貰つた菓子や食物などを其の場で食せず親に持つて歸る事や日傭人で餘所に仕事をしてゐながらも餘暇があれば親の安否を尋ねる事や病氣の場合の看護の様子などが申合せたやるに一致する。これは孝子の至誠から出た自然の一致であらう。現代の孝子の行狀が一致する事は必ずしも不思議はないとして私は二百年前の孝子の行狀が微細の點に於て昭和の孝子と一致する事實を發見して意外の一致驚いた。それは小學修身書卷五第十課孝行の例話に出てゐる山城の孝子儀兵衛の行狀が一々昭和の孝子の行狀と一致する事である。私はラヂオ放送を聴いてゐる間に之を發見した。

私の心に孝子儀兵衛の行狀が殊更に浮んだといふのは先年文部省督學官の時代に圖書監修官を兼ねて小學修身書の編纂に従事してゐる時右の行狀を詳細に調べたからである。

此の例話は大正二年頃文部省の募集に對して京都府教育會から提出されたもので其の原據となる文獻は此の懷徳堂の中井竹山先生の筆に成る孝子儀兵衛行狀聞書といふ小冊子である。儀兵衛の孝行が

後桃園天皇の叡聞に達し褒賞を賜はつたといふ事であるからこれは取りも直さず當時に於て最高の孝子表彰である。中井竹山先生の著述の由來は今日審かにせぬが此の稀代の孝子の行狀を後世に傳へる意志だけは疑はれぬ。先生は漢學者であるから漢文で書いてあるかと思へば、さうでなく、極めて通俗平易な國文を以て何の修飾もなく當時の俗語を交へ聞いた通りに書いてある。随つて孝子の行狀が有の儘に眼前に彷彿と想像される。私は此度の昭和の孝子の行狀のラヂオ放送を聞いて儀兵衛行狀聞書を読んだ時と全く同じ感涙を催した。二百年前の孝子の行狀が微細の點に於て昭和孝子の行狀と一致することはやがて孝子の誠が古今一貫のものであるといふ證明ではなからうか。

中井竹山先生の著書の内容は小學修身書に収録されて年々二百萬以上の小學五年生が之を讀んでゐる譯である。先生の著書を直接に讀む人はなくとも其の内容は國定教科書を通じて國民全體に普及してゐる。後桃園天皇の孝子表彰は中井先生を経て今日全國民に餘光を放つてゐる。私は此の意義に於て此の際特に中井先生及び懷德堂の效績に對して敬意を表するものである。

孝子の誠は「古今ニ通ジテ謬ラズ東西ニ施シテ悖ラズ」といふべきもので如何なる人をも感動させる事はない。天地の公道人倫の大經と名けられるのは當然であらう。此の誠を以て行へば如何なる道徳も實行が出来ぬものはない。我が國では親に孝を盡す誠の心を君に盡すのを忠と名づける。故高崎正風男が克忠克孝といふ題で

君親に仕ふる名こそ變りけれ盡す誠の道は一筋

といふ歌があるが、これはいふまでもなく我が國民道德の大本たる忠孝一致の意味を表はしたものである。克忠克孝は教育勅語中の語であり而かも勅語の聖旨の要領は此の一語に盡きると言つてよい。我が國民道德の大本は忠孝一致の一語に盡きると言つてよいが、此の意義に於ける忠孝は單に君に對し親に對する許りではない。忠の中には國民道德の全體が包含され而も其の全體が實行されるでなければ忠と言へないことは勅語の本文に於て明かである。勅語の第一段に「爾臣民父母ニ孝ニ」以下國民道德の徳目が列擧してある中に君に忠にといふ語がなくて其の總括に當る所に「是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラズ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」となつてゐる。これは「父母ニ孝ニ」以下「義勇奉公」までを實行すれば天壤無窮の皇運を扶翼する事になり夫れが忠となり同時に孝となるといふ聖旨であると拜察する。斯の如く解釋すれば忠も孝も極めて廣義であることが分る。換言すれば親に盡す誠を國民生活のあらゆる方面に實現して人道の精神を發拜するものと見てよからう。代々君國の爲に誠を致した祖先の遺風を顯彰することは祖先の志を續ぐのであつて廣義の孝道即ち親に對する孝道の延長である。これは國民道德の上から見たのであるが畏多くも列聖の君主道德に於ても同じく此の孝道に則らせてゐる。神武天皇が即位式直後鳥見山で天神地祇を祠らせられたのは取りも直さず大孝を申へ給うたのである。尙ほ列聖相承けて仁恕の化を洽く國民に及ばし給うたも皇祖皇

宗の遺訓を奉じて孝道を踏み給うたものと見るべきであらう。孝謙天皇の詔勅に「古は民を治め國を安ずることは必ず孝を以て理む」とあるのは此の義であらう。保元物語には「明王は孝を以て天下を治む」といふ語が見ゆ源平盛衰記に「明王一天の主孝を以て國土を治む」とあるのも同じ思想を言ひ表はしたものであらう。果して然れば我が國の忠と一致する廣義の孝道は單に國民の道德なるに止まらず同時に君主の道德であると言はねばならぬ。教育勅語に「斯ノ道ハ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所」とあるのは皇祖皇宗の御子孫即ち列聖と國民と俱々に遵守すべき道と解釋すべきであらう。殊に末文の「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺」とあるのは明治天皇躬ら率先して範を垂れ給う聖旨であらう。我が君民一徳の「斯ノ道」は皇祖皇宗の遺訓であつて其の源流に溯れば神代に到達し神の道又は神代より一筋の道と名づくべきである。随つて斯の道の本質は神の心であり之に通ずるものは人の心の誠である。否人の心の誠の發露したものが我國民道德となつたのである。私は我が國民道德は皇祖皇宗の遺訓によつて涵養されたものであるが之を生み出した實體は開闢以來我が大和民族に固有な國民精神であると信ずる。これは古來大和心又は大和魂と名づけられたもので此の父祖傳來の國民精神が忠孝一致の國民道德を生み出したのである。私は國民道德を以て大和民族固有の國民精神の表現と見る。昔の武士道も此の精神の一表現に外ならぬ。教育勅語は明治二十三年に煥發されたものであるが其の内容たる國民道德は其の時に創作されたものでなく神代以來國民の意識中に連綿

として嚴存してゐたものである。明治天皇は此の國民意識中の道德の大綱を最も簡結莊重の語を以て叙述し給うたのである。教育勅語の中に皇祖祖宗の御聲が聞け我等祖先の誠が表はれてゐる。教育勅語の道德は輸入道德でなく大和民族に固有なもので國民生活を支配する國民自身の道德である。我が民族の安榮と國家興隆を保障する道は斯の道の外にはない。我が日本帝國が數多い東洋諸國中に卓然として秀で獨り世界五大強國の地位を専らにしてゐることは一に我が國民が億兆心を一にして親に孝を盡す誠の心を以て君國に忠誠を致す爲であると信ずる。而も此の大和民族固有の精神は畢竟古來大和魂と名づけた剛健な國民精神に外ならぬ。我が國は日清日露兩戰役に於て此の大和魂の異常な活躍を見た。此の兩戰役に於ける我が軍の連戰連勝が出征軍並に母國民の熱烈な忠君愛國の精神によつた事は何人も疑ふ所であるまい。明治三十七年日露戰役の際明治天皇の御製に

敷島の大和心の雄々しさは事ある時ぞあらはれにける

とある。國民に共通な大和心即ち大和魂は如何程剛健であつても國內無事の時には人が何とも思つてゐないがいざ事となれば花々しい働きを表はす。この魂は大和民族固有なものであつて他國から貰つたものでも借りたものでもない。新渡部博士の英文武士道が外人に愛讀されたのは日露戰役の意外の大捷が我が民族固有の道德に起因する事が漸次理解されたからであらう。

日清日露兩戰役が我が優秀な大和魂を表現した國民道德にあることは上述の通りであるが更に溯つ

て明治年間に於ける急激な文化の進歩と新日本の國運發展とは何に起因するかと尋ねて見れば結局我が剛健な國民精神並に其表現たる忠君愛國の國民道德に歸着せねばならぬ。尙進んで明治の新文明を産出した根源に溯れば幕末志士の壯烈な勤王精神を見逃がす事は出来ぬ。明治の功臣を教育した吉田松陰は左の名歌を残したではないか。

かくすればかくなるものと知りながら已むに已まれぬ大和魂

たとひ身は武藏の野邊に朽ちぬとも留め置かまし大和魂

明治時代の新日本の發展は吉田松陰が已むに已まれぬ大和魂と歌つた剛健な國民精神が最高潮に達した結果と言はねばならぬ。

教育勅語發の當時は上下西洋文明に心酔して國民の思想は混亂して徳教は向ふべき所を知らぬ有様であつた。地方長官等も此の趨勢を憂へて徳教大本の確立を切望した。帝國憲法發布の翌年教育勅語發となり國民は飄然として我に還り夜明けて東天に旭日を仰ぐ心地がしたのは國民精神に自覺し自己の意識中に父祖傳來の國民道德を發見したからである。斯の道は神代このかた君民等しく踏み來つた道である明治天皇御製に

千早振神の御代より一筋の道をふむこそ嬉しかりけれ

國民は一つ心に守りけり遠つみおやの神の教を

教育勅語渙發は國民の自覺によつて當時の思想問題に明快な解決を與へて快刀亂麻を斷つ概があつた。

明治時代には國民精神が最高潮に達して教育勅語の道德は最もよく發揮されてゐたが大正年間に世界大戰が勃發して時代思想を激變し露國の革命に繼いで獨逸奧洪國の革命が起り其の餘波は遠く我が國に及んで所謂思想問題を惹起し今や我が國は思想國難に悩んでゐる。我が萬邦無比の國體と相容れぬ共產黨を如何にすべきかといふ問題は誠に至難中の至難である。

併し國民の難問題を解決する途は國民自ら發見せねばならぬ。私は思想問題解決の鍵は國民自身の良心即ち大和魂其物でなければならぬと信ずる。眞に我が國民の安榮國家の興隆を希ひ其の爲に最善を盡くすものは國民精神即ち大和魂其の物でなければならぬ事は何人も首肯する所であらう。

私は明治天皇の教育勅語は國民道德の大綱を示し賜ふたものであり而かも其の國民と道德を以て國民精神の表現と見るのである。斯の如く解釋すれば今日の思想國難を突破する道は教育勅語の根本精神を捉へ神代このかた我が大和民族を貫流する國民精神に自覺するより外はないと信ずる。眞に日本國民の爲を圖るものは日本國民其の物でなければならぬ。他國民の煽動に乗せられて自國を危うするが如きは言語同斷である。

教育勅語の中には國家國民の理想と之を實現する道が示されてゐる。我が國では君民一體であつて

皇室を中心として民族が繁榮する所に國體の特色がある。随つて皇運を扶翼し奉ることが同時に民族の繁榮を來す所以となる。而かも此の道は忠孝一致を以て大本とし親に盡す孝子の誠が斯の道の本質を示し親の子に表はす誠は宛ら列聖の大御心に違はず列聖仁恕の誠と兆民敬忠の誠と上下感孚して我が君民一體の國體を成した。我が君民關係は父子の關係を以て言ひ表はされてゐる。此の如く親子關係を骨子とする家族的精神がやがて我が萬邦無比の國體を作り出す根本精神であり此の國體を擁護する道も亦之を作り出した精神に基づく道徳でなければならぬ。教育勅語の忠孝一致の國民道徳が即ちこれである。私は教育勅語を以て主として國體擁護の道徳と見る。私は教育勅語の眼目は天壤無窮の皇運を扶翼すべしといふ所にあると思ふ。此の一句が天祖の寶祚無窮の神勅と一致することは言ふまでもなく憲法第一條の規定も同一の精神を出でぬ。

明治天皇が如何に國體擁護に軫念し賜うたかは崩御の年の御製によつても拜察される

開くべき道は開きて神つ代の國のすがたを忘れざらむ

同年の暮に隣國支那に革命が勃發した所を考へれば明治天皇には其の豫感があらせられたのではないかとも思ふ尙ほ明治三十七年の左の御製と思ひ合はせれば尙其の心地がする

開くれば開くるまゝに思ふかなあらぬ道にや人の入らむと

明治天皇が我が國體に對して嚴肅の態度を取り賜ふた事は數々の御製に著しい。

天つ神定め給ひし國なれば我が國ながら尊かりけり

おごそかに保たざらめや神代よりうけつぎ來る浦安の國

千早振神の心を心にて我が國民を治めてしかな

さてこの國體を如何に保全するかと言へば君民一體君民一徳でなければならぬといふことが教育勅語の本旨である。國民道徳も君主道徳も國體擁護の目的に於て融合一致する。「斯ノ道」が君民一徳の目標である事は既に之を述べた。教育勅語の本文には「子孫臣民ノ俱ニ遵守スベキ所」並に「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺」の字句に於て明白である。

明治三十六年の左の御製も全く同じ趣旨である。

千早振神のかためし我が國を民と共に守らざらめや

而して此の君民一徳の目標となる斯ノ道の内容が教育勅語に示された國民道徳であり此の道を措いて他に萬代不易の國體を保全する道はない。明治天皇御製中明治十一年前と記された中の左の御製には此の聖旨が最も明白に窺はれる。

人も我も道を守りて變らずば此の敷島の國は動かじ

此の御製の道は言ふまでもなく神代より一筋の我が國民道徳の外にはない。今日の思想國難に當つて我等國民の執り得る道も此の外にはあり得ないと信ずる。明治天皇の教育勅語は明治中葉の思想間

題を解決する指導概念となつたが私はそれが同時に今日の思想問題を解決する指導概念とならねばならぬと思ふ。而もかくする爲には教育勅語の根本精神に對する徹底した理會を必要とし其の解釋も時代錯誤の舊思想によらず神代以來の國民精神に目醒めて最も進歩した時代思想によらねばならぬと思ふ。現代人を指導する精神は現代生活からかけ離れてはならぬものとすれば明治時代に渙發された教育勅語の解釋は決して明治思想のみに囚はれてはならぬ。(完)

草廬三顧の地の所在

鈴木 虎雄

曾先之が「十八史略」卷三、東漢の獻帝の條に、

瑯琊諸葛亮。寓居襄陽隆中。每自比管仲樂毅。劉備訪士於司馬徽。徽曰。識時務者。在俊傑。此間自有伏龍鳳雛。諸葛孔明・龐士元也。徐庶亦謂備曰。諸葛孔明臥龍也。備三往。乃得見亮。

と見ゆ。此の文をそのままに讀むときは劉備が諸葛亮を見たるは襄陽の隆中なるを考へらる。而して所謂草廬の地は襄陽の隆中(湖北省襄陽府襄陽縣西二十里隆中山)にありとせらる。然れどもこの記事は恐くは信を措くに足らず。左に鄙見を述べん。

曾先之の文の本づく所は蓋し三國蜀志の諸葛亮傳の裴松之の注にありて裴松之の誤解が先之をして